

論文

報徳会機関誌『報徳』にみる女性像——一九一一—一九二二——

井 竿 富 雄

はじめに

小論は、花田仲之助が創設した道徳教化運動「報徳会」の機関誌『報徳』の誌面からその女性観を見てみようとする試みである。

この「報徳会」に関する研究は多くない。数少ない先行研究にあつて、並松信久氏の研究¹⁾や、藤野真拳氏の研究はこの「報徳会」運動を正面から扱ったものとして貴重である。その後、筆者も若干の研究を公表したことがある²⁾。それは、鹿児島で機関誌『報徳』を創刊した時代の報徳会の主張や、第一次世界大戦期に報徳会が機関誌で展開した主張であつたりした。

一九二〇年代に入り、日本社会も少しずつ変化が出てきた。社会運動などが拡大し、女性の権利なども言われるようになっていた。一九二二年には治安警察法五条が改正されて、女性が政治集会に出ることがようやく解禁されるようになった。女性の社会進出や政治的権利を求める運動が一定の前進を遂げ始めていたのである。報徳会はこのような新しい主張にぶつかることになった。

報徳会自体も変化があつた。まず、一九一九年に報徳会は本拠地を鹿児島から京都に移すことになった。明治天皇の葬られた京都桃山に移転したのである。これには鹿児島出身の財界人村野山人が力を貸していた。そして、主要な顔ぶれに変化が出てくるようになった。これまでの第七高等学校造士館の教授などから、小論で出てくる山崎真之や角谷源之助といった、女学校や師範学校の校長を経験した者などが報徳会の本部的な存在である「総事務所」や機関誌に関わるようになっていた。

報徳会の創設者花田仲之助のまとまった関係文書は残っておらず、文書館史料などに花田が出した書簡などで残っているものを探したりしながら研究は進められている。その中で、報徳会の機関誌『報徳』は、そこに集っていた人々

や、会としての主張を知ることができる同時代文献として貴重であると考えられる。今回においても、岡山県の金光図書館所蔵の『報徳』を主として用いつつ、同時代文献を探求する形で考察を進めていくことにしたい。とりあえず今回の小論は、今回確認できた、創刊から一九二二年までのものを扱うこととする。これ以後についてはあらためて検討することにしなければならない。

一 報徳会にみる男女の役割——あるべきでないもの

花田仲之助の報徳会運動において、少なくとも小論が扱う時代においては、女性が前面に出てくることはほとんどない。会の運営に携わる者はすべて男性である。報徳会の運営に携わる「幹事」に女性は一人もいない。おそらく、報徳会の本部的な機能を果たしている総事務所にあつても、女性の勤務員がいたかどうか分からない。また、報徳会の機関誌『報徳』にあつても、今回検討した期間内において、女性の執筆者は見当たらないものと考えられる³⁾。

これは、地方の報徳会においても全く同様であると考えられる。各地において報徳会を運営する人々はその土地の指導的な人物である。この中には女性が出てくることはない。会の運営については、ほとんど男性が動かす組織であつたといえる⁴⁾。

かといって、報徳会において女性が不要であつたのではない。報徳会の組織に関する講演会や、報徳会発足後の例会にあつては、老若男女問わずの出席が求められる以上、そこに男女の区別を設けることはなかった。

そうであつても、報徳会が考える秩序のなかにあつて、男女は明快に役割が区別されていた。それは機関誌『報徳』の記事においてわかる。しかもそれは、

「否定的な女性像の事例」を挙げることによって明らかにされていた。

まずは、不健康な女性があつてはならないものであつた。以前の拙稿でもこの部分は言及したが、花田は一九一〇年代前半に、日本の若者が「一見して肺病患者にあらずんば肋膜炎予後の婦人ではあるまいかと疑はれる様な柔弱な女」を好んでいるのはよくない、と批判したことがあつた。また、鹿児島時代によく誌面に登場した第七高等学校教授の吉田賢龍は、「婦人のつとめ」と題した講演で、次のように述べている。

「男子は婦人の内助なくして大望を満足に遂ぐることは出来ぬとも言へる。日本婦人にそれ丈の誠意が欠如して居ると云ふ訳ではないが、何うも諸種の点に於て西洋婦人に及ばぬ所がある様に思はれる。されば今後の婦人は徹頭徹尾常に愉快に夫を鼓舞督励して行く様心懸ねばならぬ。又西洋婦人は西比利亞や南極北極にまで行つて活動する丈の勇氣と体力とを具備して居るが日本婦人は其の点が遙かに劣つて居る。早く死ぬ者の多いのに考へ合はして見てもよく分る事だが、今後一等国の婦人としては特に大事にして貰はねばならぬ」

つまり、妻として内助の功を果たすには健康な肉体を保持しなければならぬ、と述べているのである(ただし、この筆者は活動的な女性を否定してはいない)。

次に、女性は自分の欲望や権利意識に基づく自己主張をしてはならなかつた。ここに関して言えば、報徳会の機関誌には多くの否定的な事例が出てくる。これによつて、後述するように「あるべき女性像」が浮かび上がるともいえるのである。

以前述べたように、花田は徳富蘆花の『不如婦』について、口を極めて非難したことがある。それは、主人公が、自分の妻が結核になつたことで母親妻にとつては姑に引き裂かれることを嘆くことに対してだつた。家族制度を強固に維持し、家族構成員を健康に保つためであれば、妻は病んだら黙つて身を引かなければならないのである。この「家族の維持のために妻は自己を抑制すべき」という面での花田の主張は一貫していて、一九二〇年代の機関誌においても、花田はイブセンの『人形の家』の事例を引いて「ノラーが夫が自分を愛して呉れぬから自分も愛せぬ帰らぬと云ふたのは自己を中心としたる外国婦人

の思想である。一旦夫婦となつた以上は夫のみならず家をも先祖をも大事にして幾年留守居をして淋敷き月日を送るとも二心なきが日本婦人の魂である」と述べている。時代に合わせて新しい要素に常に言及していくのは報徳会が決して時代の潮流を無視していない証拠である。花田はあえて、『人形の家』の主人公が、自我に覚醒したことに基づくものではなく、「夫の愛情が冷めた」ことをきっかけにして出ていくと理解しよう(読者に理解させよう)としている。日本人女性はたとえ夫に忘れられても、場合によつては裏切られても夫に対する貞節や愛情を捨ててはならないのである。

特に、女性解放運動などが前面に出てくる一九二〇年代前後では、女性の権利意識などをできるだけ否定的にとらえようとする動きが出てくる。この動きは、参政権要求のような直接的に政治的なものから、家庭のありかたについてのものまで硬軟取り混ぜて出てくる。

これは一九一七年のものであるが、「薩摩義士」顕彰運動(江戸時代に薩摩藩の武士が長良川などの改修工事にかかわり、かなりの犠牲者を出したことを顕彰するもの。鹿児島では今日も行われている)で出てくる岩田徳義は、社会主義と並べて非難するものとして、「今日に於て注意すべきことは、彼の西洋流儀の『妻愛主義』である」と言い切つた。夫が妻を愛することの何がいけないのか。「妻を愛するのではなくして、其実にこれに溺るる」からである。しかし、岩田が本当に恐れているのは、夫が妻に「溺れる」からではなかつた。岩田は続けて「実に忌み嫌ふべき風俗でありますまいか。是は彼の男女同権とか何とか云ふ風儀の片端を見習ふのでありませうが、我が日本にては之を許しません、吾国にてはどこまでも『夫唱婦随主義』でなくては叶はぬ」と書いている。新しい時代の愛妻家は「男女同権」の思想を持ち込み得るとして警戒していたのである。

このような、男性優位型の家庭や社会のあり方を乱すものは、教育勅語にある「夫婦相和し」からしても絶対にあつてはならないことであつた。女性解放の考え方は、ここに波乱を起こしてひびを入れるものとしてきわめて警戒されていた。一九二〇年の『報徳』に掲載された無署名の記事は、家庭を「楕円形」になぞらえて「夫唱へ婦随ひ、長短相補つて一家を齊へ行かば円満和楽な家をなすことが出来る」という。記事の執筆者はここで、「若し、相互に敬愛を怠り、或は反目し、或は異体同心なることを忘れて、我れ勝れりとし、甚しきは

「新しき女」とか「何々思想」とか、「何々主義」とかいつて、夫婦の位置転倒するが如きことが有つては、一家の平和も何も有つたものではない。円にもならない、楕円にもならない、双曲線のやうに互に相背馳して次第に遠ざかつて行くより外に仕方はないのである」と述べる。「新しき女」という同時代の言葉が使われることにも注目すべきであるが、そのような存在が「夫婦の位置転倒する」ことを引き起こすと言っていることが最も重要である。女性の権利要求などが一つの政治思想として日本に入り、かなり大きな力を持ち始めていることに気づいていたということが分かる。

さらにこの記事は、日本の家庭における「正しき秩序」というものを挙げてゐる。すなわち「夫は我が夫であるけれども、祖先の精神と血と仕事を継承してゐる夫である。妻は我が妻であるけれども、祖先の精神と血と仕事を継承することを助ける妻である。子は我が子であるけれども亦祖先の精神と血と事業とを継承する大切な子である」。一人一人の家族の個性性は、「祖先の精神と血と事業」の中に全て溶解していき、さほどの重要性を持たなくなつていく。それぞれの個人はこの「祖先の精神と血と事業」の中にしか存在を許されていないのである。このような思想からは、個人の事情による離婚などは想定されず、逆に「祖先の精神と血と事業」を継承する能力や資格を持たない、と判断された者は容赦なく家庭から排除されていくことになる。花田が『不如帰』を激しく非難したのはこの観点からすると理解しうる。

ここにある、祖先から続く永遠性を持ち出して、個性性を否認していくことは、参政権の民主化を否認していくことにも利用されていた。「参政権」と題された以下の文章は、個人主義を「生物学上」から否認し、参政権を「夫婦単位」でなければならぬ、としていた。引用としては長いのだが、記事としてはこれで完結しているので全文を掲げたい。

西洋は国家の単位を一個の人として居る。之は生物学上から見ると根本的の誤りである。群棲動物主として雌雄の分業の発達せぬ且つ未だ社会を構成せぬ動物では一個体は一単位である。併し既に分業が発達し雌雄が一对として一は營養を司り一は哺育を司るとなると雌雄一对で以て始めて生物的一単位となる。男又は女を別々にしては社会の一個体ではあるが一単位ではない。斯る一個体は其の社会に対する権利も義務も共に其の個体の生存期間だけである。男女が

夫婦となり子を有するに至つて初めて無限の生命を持つ事となり従つて其の社会に対して無限の権利と義務とを生ずる。今無限の生命を有すべき国家の参政権を与へるものは誰であるかと云へば即ち此の無限の生命を有する子ある夫婦の一単位でなければならぬ。或年齢或一定の租税さへ納むれば参政権を与へると云ふ如きは実に根本的の間違ひである。西洋はイザ知らず日本に於ては兎に角夫婦及び一家と云ふ。一単位を尊重し基礎とすることが建国以来の国是である。健全なる家族主義従つて生じ健全なる国家主義従つて生ずる。

この執筆者にとって、海外で参政権の平等化が実現してもそのようなことは関係ない。「西洋はイザ知らず日本に於ては」という言葉がここにさしはさまれているように、日本においては絶対に個人が参政権を持つ思想は否認されなければならぬのである。このことは逆に、海外での参政権拡大の状況等に報徳会の主要な人物がきわめて関心を払っていることを示している。夫婦単位、といったも、男女それぞれに参政権を認めるのかどうかはここからは定かではない(おそらくは戸主選挙制が想定されていたと考えられる)。「男女が夫婦となり子を有するに至つて初めて無限の生命を持つ事となり従つて其の社会に対して無限の権利と義務とを生ずる」とあるように、夫婦となるだけでは十分でなく、「子を有する」ものでなければ政治的な権利を持たないのである。女性参政権に対してこのような「夫婦参政権」を対置して、報徳会は決定的に「個人」の存在価値を否認することで応えていた。ただこの文章では、納税額による参政権付与という当時の制度にまで否定的な態度を取るに至つては、納税額の引き下げによって、男性だけとはいへ参政権が拡大していくからだったと考えられる。

それでも社会の変化はどうやっても止められない。家庭のあり方も当然のことながら変化していくことになった。一九二一年の『報徳』には、「家庭の妻」の否定的なありかたが以下のように列挙された。¹³⁾

亭主が何か曰ふとスグ「だつて」といふ奥さん。
里では里ではと曰ふ嫁御さん。
物の置場を定めずにおいて、自分で置き忘れては家内中に当たり散らさるる奥さん。

巻煙草を平気で吸ふ御夫人。

子供や下女を虐待する癖に、慈善会の幹事にはなりたがる奥様。

夫の出先へ電話をかけたつめて恥とも思はぬお方。

顔には白粉をコテコテ塗るが菌糞の黄いお方。

味噌汁も満足に炊けぬのに西洋料理の講習へ行きたがる婦人。

夫に向つて「だわ」と云ふ様な言葉を使ふお方。

両足を左右に開いてお臀をベタリと座布団に付ける御癖の婦人。

夫の食器に箸を突込む女房さん。

鉄瓶を畳の上に置く婦人。

夫の趣味を解し得ず且つ本末軽重の分らぬ妻。

いささか戯画化が過ぎるようなところもあるが、事例が非常に具体的なのは、おそらく当時このような事例が報道されたりして知られていたからではないかと推察される。この点についてはさらに検証が必要である。ただ、ここに列挙されたものを見ると、「自身の欲求や主張を出す女性」が「礼儀を知らない人」や「だらしない人」と同列に並べられて非難されていることは確認しておきたい。「夫唱婦隨」でない者は不道徳なのである。

「あつてはならない妻」については詳細をきわめる『報徳』の誌面に、「あつてはならない夫」の姿は出てこない。その代わり、夫は妻にどのような接するべきか、という形であれば、花田自身が硬質の書き方ではなく話し言葉を使った柔らかい口調で書いたものがある。¹⁴⁾

この記事では、報徳会総事務所建物修理のためやってきた左官が、仕事から帰ると妻が自分に不平を言う、と花田に語るところから始まる。それに対して、花田はその左官が道具を丁寧扱うことをほめたうえで、以下のように続けていくのである。

「しかし左官さん、あなたには、一挺の鋤と一家を引き受けて世話して呉れてゐる女房さんどちらがあなたのお役に立つとお思ひですか。禿びたら何時でも買求められる鋤と一生連れ添ふ女房さんどちらがお大切ですか。自分の体も心も全くあなたに捧げて、毎日毎日朝から晩まで体を粉にしてあなたの為に働いて居る女房さんと、使はねば錆る其鋤どちらの御恩が深いですか。あな

たがこれまで毎日鋤にお礼いふやうに、けふからは女房さんにもお礼をいってはいかがです。口でも：手でも：心でも」

このように妻に感謝を述べたあと、花田は「女房さんは女房さんとして尊い、大切なお仕事の日々あなたの為に一文も取らずになさってくださるので、其御恩徳を考へたらうるさい所ぢやない、よくきいて、慰めてあげなさらねばすみません」と続けている。つまり、妻の家事労働の無償性が前提になって家庭が成立していることに花田は十分自覚的なのである。そしてそれを「夫から妻への感謝」という形で補完していく。

このように、『報徳』の誌面からは、報徳会の考えていた「あるべきでない」形での女性像がまず浮かび上がる。それはまず、人間の個性性と権利性を自覚し、それを主張するような思想を持ち込む者として出てくる。「新しき女」という言葉でわかるように、女性解放思想や個人主義の広がりや報徳会は警戒していた。また、家庭で自らの個人としての存在を主張する女性も否認された。だから、婚家で自身の実家のことを語る妻は嫌悪されたのである。

また、海外の知識や経験を持ち込むことも場合によっては否定的なこととして扱われた。実学を称揚する内容の記事にあつて、学問や技芸が、「其の修め方、習ひ方、心掛けによつては、益に立たない、却つて世に妨害を与へる具とするやうになることがある」とこの記事はいう。その例として「何主義とか、某主義とか、人形の家とか、「故郷(マクダ)」とか、西欧思想の研究とかいふ迄は宜いが、果ては、危険であらうが、険悪であらうが、自分がまづ其の俘虜になつて宣伝とか鼓吹とか叫び出して世人を誘ひ込むやうな事をするもののであるのは其の一例である」ということを挙げている。¹⁵⁾「故郷(マクダ)」と記されているのは、ドイツのブーダーマン作『故郷』という演劇のことであり、「マクダ(マクダ)」はヒロインの名前である。高圧的な父親に背き家を出て俳優になり、私生児を生むというストーリーが災いして、日本では一九一二年初演の途中で上演禁止となり、脚本を改竄されて結末を正反対に変えられてしまうという弾圧を被ることになった。¹⁶⁾「主義」(「新しいイデオロギー」と同時に、具体的作品名まであげて、「家制度」に対する反抗ともとれる動きは許さないといい態度を示したのである。

演劇のようなフィクションではなく、現実の女性の発言を間接的に批判し

たこともある。報徳会初期の重要人物である中国古典思想の研究者山田準が、一九一九年に雑誌『教育時論』の記事をめぐる事件について書いた記事がある。¹⁷ 飯田旗郎(翻訳家・仏文学者)が、日本社会批判のエッセイ「虚偽の瀾漫せる社会」を『教育時論』一二三六号と一二三七号に寄稿した。飯田は日本社会が嘘とごまかしに満ちているとさまざまな事例を挙げて批判した。その上で、飯田は記事末尾にアメリカから帰国した女性が「実際今日の日本の社会ぐらい、面倒臭い窮屈な所はありません、いくら愉快な事があっても、心から大きな声を出して笑ふことも出来ませぬ」「郷土を捨てて他国の生活に憧れさせられる我国の現実を情けないと思ひます」と語ったことを付け加えた。これに対して上杉愼吉が、記事を激しく非難する「憂ふべき悪思想」を同誌に投稿した。上杉は記事を全面的に否定したうえで、女性の発言を「『いくら愉快なことがあっても心から大きな声を出して笑ふことも出来ませぬ』とて日本を嫌忌するやうな女は、日本の女たる資格なきものと信ず、何事も控えめにするのが女の美德と思ふ、如何」と書きつけたのである。上杉は飯田の寄稿文を後半しか読まずに抗議文を書いたようだが、山田はこの上杉の抗議文に「殊に今代浮薄なる一部の青年思想を代表せる筆者に三十棒を喰はせたる博士の態度は近來の痛快事」と快哉を叫んだ。¹⁸

とはいえ、「よくない事例」を挙げるだけでは十分ではなかった。報徳会は、まさに教育勅語の考え方を肉体化したような人物を挙げなければならなかった。つまり、模範的な事例を必要としたのである。次は、この「模範的な女性」を報徳会がどのように描き出していたかについて考えてみたい。

二 良妻賢母と孝女―あるべき女性像

前節では、報徳会の機関誌『報徳』の記事に現れた「あるべきでない」女性像について考えた。しかし、この機関誌は同時代女性の否定的な像だけ出していただけではない。むしろ「あるべき女性」の姿を論じ、その具体的な事例を打ち出そうとしていたことは注目しておかなければならない。また同時代の若い世代に対して、「あるべき」人物になるように働きかけることもしていたのである。

それはまず「母」であった。やはりこの類の文章は、一九二〇年代になると

頻出してきている。報徳会が京都に移転してから合流した人びとには中等学校関係者がいる。その中でも、京都や静岡などの師範学校長であった角谷源之助は、理想的な家庭像、育てるべき子供像の中に、あるべき母親の姿を間接的に描き出していた。一九二一年に角谷が書いた文章では、「報徳心のある家庭」では、「知らず識らずのうちに子供の頭に国家に対する忠愛の精神を注ぎ込みます」と記した。さらに、祖先や恩師への墓参を欠かさない人物を育てなければならぬ、とした。「職業柄とはいへ始終墳墓の地を去つてあちこちに転任し、碌に先生の墓参りもしたくない家庭の子供等が往々家名を汚し恩知らずの浅ましい行ひをする様な人になるのは必ずしもその子供等の罪とは申せませぬ」と、そのような家庭教育を受けない(受けさせない)人間は犯罪に走る、という回りくどい書き方を通じて、家庭教育の重要性を説いた。さらに、「此頃の様には、何でも権利を主張し、要求するだけ要求しなければ損だと、吾が尽すべき義務迄も忘れて有頂天になつてある様な人々の家庭では、どんな恐ろしい子供が出来るでせうか。考へてもゾツとする様です」として、権利を要求することを具体的に形をもつた否定的存在として描き出した。¹⁹ つまり、日本の家庭においては祖先からの家系的つながりを意識し、国家への忠誠を誓い、自らの権利を声高に主張せずに義務を果たす人物を育成すべきであると説いたのである。

そのような人物を育成する「家庭」は誰が作るのか。それは間違いなく母親・妻であった。この角谷は、一九二二年に二回にわたって「婦人問題」に関する文章を連載した。²⁰ この記事は書き出しでは「西洋では十八世紀頃から、特に人道に眼ざめ個人の価値に眼ざめたるものは、婦人の立場の不公平なことに気づいて来たが、しかし之を深く考究した者は、極めて少数の智識階級の男子に過ぎなかつた。十九世紀になつて、女子の教育が進歩し、婦人自身が次第に自覚するに伴うて、所謂婦人運動が段々と激しくなり、終に最近には婦人が参政権を獲得するまでに立ち至つたのである」と、女性参政権運動を一見肯定的に描き出した。そして日本においても同様の主張や運動が出現したことについて「所謂婦人問題を惹起するに至つたのは、万事国際的となつた今日の日本としては、蓋し止むを得ないことと言はねばならぬ」と言ってみせた。

しかしここから角谷は一気に論調を逆転させていく。「日本婦人は欧米婦人の到底理解することの出来ない特別な美点を伝統的に保つてゐるのであるから

欧米の婦人運動を一から十まで真似をする必要は少しもない」と言い、日本において女性にまつわる問題は「教育問題」であると続けた。角谷は、女性に教育を受けさせると男女の地位が逆転するのではないかと恐れる論調があったことを示唆する文章に続けて、「男子はあくまでも男子で婦人はあくまでも婦人であるからには、婦人に教育を施したからといって、其の教育方針さへ誤らなかつたならば、男子と争ひ男子の位置を奪ふといふ様な結果とはならないで、却て教育を受けることによって、婦人自身の本務責任を悟り立派な家庭を作ることに努力するに至るに相違ない、否、是非さうさせねばならぬ」と性別役割分業に話を帰着させる。「夫は人間の男子として、妻は人間の女子として、各その性の差別に伴ふた道を歩み、その特色を發揮することが所謂『夫唱婦和』の真意義であつて、男女各之に教育を施せば施す程、その特色が十分に現はれ、天の使命をより多く完うすることが出来る訳である」と話が続いていく。その上で、教育を「精神」の問題として、「根底となるべき此の教育の普及振興に努力しないで、徒に枝葉の問題を捕へて喋々し、若しくは内外事情の異なることを忘れて欧米婦人の真似をなし、婦人の解放とか参政権云々とかと大げさに叫びたてて世人を惑はすが如きは、甚不堅実な態度であつて、我々は断じて之に賛成することは出来ない」と、参政権要求を否定していく。

そして、教育を受けた女性がすることを「婦人としての最も尊き使命、最も偉大なる責務は言ふまでもなく子供を産み哺育し、教育することである」と定義する。角谷は「全く教養ある男女の人格と人格の抱擁結合によって、始めて期待し得らるるもの」であるところの「家庭の団欒」を作り上げることが必要だ、という。なぜか。それは「団欒の家庭にあつては、其の仕事の能率が上るのみならず、本質的優良な子供を創造することが出来る」からである。結論として角谷は「婦人が家庭の王として、その夫をして現在の社会に愉快に奉仕せしめるべく内助の功を尽し又一面立派な子女を作り上げて、之を次の社会に奉仕させるべく家庭より送り出し、世の文化の発達に貢献すること」ができるようにすることが重要である、として、女性が社会的に持つべき役割を「家庭内」に押しとどめた。角谷は結論で更に「婦人を解放するといふ真の意味は、婦人をより高く教育して、婦人の特に發揮し得べき美はしき報徳の道を実現するの光栄を婦人に与ふることであつて、婦人をして其の所を得せしめることである。決して婦人の我儘我見を増長せしめ、婦人の安逸放縦を奨励するの意味ではな

い」と「婦人解放」の意味を完全に換骨奪胎してみせた。角谷は女性への教育普及を優生思想的な色彩（本質的優良な子供）を含めた「子育て」などに還元し、デモクラシーの思潮さえ逆手に取るというやり方をしたのである。強調されているのはやはり「権利」などの個人的な自覚をいかにして発現させないかというところにあつた。「家庭の王」に甘んじず、「其の所」に安住しようとする者は「我儘我見」に満ちた「安逸放縦」な人物として排斥されるのである。このような「論じる」だけのことではなく、実際に個別の人々への働きかけをなすべく試みることも考えられていた。奈良県立桜井高等学校（現在の奈良県立桜井高等学校）の校長だつた報徳会総事務所の幹事山崎真之は、自分が在任中卒業生一人ずつに授与していた冊子『真澄鏡』の内容を転載した⁽²⁾。これは、若い女性に対して「すべきこと」「すべきでないこと」を一つずつ書き出し、それに教訓的な和歌を添えたものである。第一に挙げられていることは、「皇室を尊び国家を愛し常に教育勅語戊申詔書の御趣旨を奉体し以て忠良の臣民たらんことを期せらるべく候」である。これは報徳会にとつては疑うべからざる前提だつた。その上で山崎は非常に詳細にわたり「すべきこと」「すべきでないこと」を挙げていく。「心を洗う」こと、「学識を恃まない」こと、これに続けて書物や「穩健な新聞紙」を読まなければならぬ、とした。ただし、山崎は新聞の連載小説は「読み落とす」ことを勧め、暗に禁止していた⁽²⁾。さらに山崎は、結婚後の女性の心得として、以下のようにひたすら婚家への忍従を説いていた。

「舅姑や夫を尊敬し従順にその命に御従いなさるべく候」

「至誠を捧げて夫を助け、犠牲的精神を以て家政に従事なさるべく候」

「夫に対しては朝顔を支へて花を咲かせ実を結ばしむる竹垣とお成りなさるべく候、藤かづらとなつて松を枯らし牝鶏の晨するなどは賢婦の心すべきことに候」

「舅姑や夫の訓誨は顔色を和げ頭を垂れてこれを聴きなさるべく候、たとへ如何なる事情あるも、その場にて抗弁がましき言動これ有るまじく候」

「家族の調和せざるも親類の中違ひするも財産の殖えざるも来客の減するも家人の楽みを外に求むるも他人より難題を持たまるるも善人の出でざるも病人の出づるも僕婢の小言も皆主婦たるものの責任に候」

冊子を受け取った当時の若い女性がどのように感じたかはまだ探索が及んでいない。とはいえ、現代の観点からすれば非常に精神的圧迫感を覚える口調と内容である。既婚女性が自身の個性に基づく自己主張や人格への自覚を持つことなどは「藤かづらとなって松を枯らし牝鶏の晨すること、すなわち家庭の平和と安定を乱すこととして厳に戒められ、「家人の樂みを外に求むる」つまり夫の不行跡すらも妻の責任であると言っていた。

このような訓戒だけでは精神的働きかけが困難であると考えられたからか、『報徳』には一九二〇年代には模範的な女性を歴史などから出す作業も掲載された。例えば、自称「居士」(在家の仏教修行者)の青田帰一は姫路出身とされた「お徳さん」という女性の生涯と発言を紹介する記事を長く連載した。この「お徳さん」なる人物は、幼い時に「啼く毎に機嫌取りして御呉れなよ ねだりころの癖がつくから」という教訓の和歌を作り、子供に物欲を我慢させることを説いたとある。²³⁾

さらに、この「お徳さん」は結婚するとこんな和歌を作った、と書いている。

恩深き親の心もいたはらぬ気まま娘はもらひても無し

我儘で親を泣かせた娘子は今は毎日夫泣かせて

人妻となりて子をさへ持ちし身は親に心配かけに戻るな

これに重ねて青田は「特に女と云ふものは呱呱の声をあげて生れた其時より養育せらるるについても、男よりは世話も一層多く焼け、費用も一層多く入る。学校に学ぶことから、裁縫師匠の許に通ふまで、中々容易のことではありません然るに其の漸く成長するや、親の恩に報ゆるの仕事は少しも為す間なく、親の気を安める暇は少しも無い、早くも良縁を求めて他へ嫁せねばならぬ。さればたとひ僅かの間でも家に居る内は父母の高大なる御恩を又しても思ひ出し、又しても思ひ出し、以て言葉を和か(やはらか)にし、顔色をやさしくし、さうして、自分の身には成るだけ質素節約を守り、勉めて両親を慰めるやうにせねばなりません」とやや押しつけがましいことまで付け加えていた。²⁴⁾

この「お徳さん」以外に探されたのが「孝女」だった。『報徳』では、一九二一年に、岐阜県的小木曾つぎという女性²⁵⁾、そして、山口県の明石くじという女性が紹介されている。前者は酒と博打で身を持ち崩した父親に人身

売買のように奉公に出されながら父に孝養を尽くし改心させ、長じて結婚してからは地域で「鬼婆」と呼ばれたほど性格の険しい姑に尽くして其の人格を変えたというほどの忍耐力の持ち主とされた。後者は幕末から明治末期にかけて生きた人物で、父亡き後病気の母親と妹の面倒を見て、婿養子を迎えたが母と合わず離縁、さらに養子をとったが失踪したという人生だったという。前述の山崎真之は、日本史上のこのような人物(「孝女」)だけでなく、価値観に沿うもの)の評伝を集めた書籍を後に編集・出版した。²⁷⁾ 同時代的には「女二宮」とまで呼ばれた広島県の丹下マツという人物が讃えられた。広島県御調郡坂井原村(現在三原市の一部)の経済的に傾いた家に嫁いでその家を経済的に立て直し、夫の死別後養子をとって家督を相続させた後は、ひたすら地域の教育事業などへの寄付をして緑綬章を授与され、さらに老いてから講演活動で各地をめぐっていたという人物である。²⁸⁾

このように、同時代的に「あるべき女性」の姿を報徳会は必死に打ち出そうとした。それは、教養を持ちながらひけらかさず、常に家庭にあって夫を支え、「優良な子供」を育て、婚家に無条件に仕える存在だった。そのために、「孝女」や「お徳さん」のような模範的な人物を例示するという手法をとった。報徳会の指導者花田仲之助は各地で報徳会の組織化のため講演を行っているが、女学校でも行っていた。教育程度の高くなった同時代の若い女性に対する働きかけが意識的に行われていたものと考えられる。

小括

報徳会の機関誌『報徳』においては、まずは家父長制に疑問を持たない女性を増やそうとしていたと考えられる。そのために、「あるべき」人物としての「孝女」や「お徳さん」のような人物を前面に押し出していた。反面で、同時代に出現していた自我に目覚めて権利要求をしたりする女性は、否定的な存在として半ば戯画的に扱われることもあった。しかも、このような人物が子育てをすることは、角谷源之助が言うように優生的にもよくないということさえ暗示しつつ出されていることもあった。とはいえ、小論で主として扱った一九二〇年代初頭にあつては、もはやデモクラシーの思潮や女性運動なども出てきていた。しかし、同時代の思潮を一方的に非難・排斥するだけでは、報徳会の主張は

受け入れられなかったと考えられる。だからこそ角谷のような、「婦人解放」という言葉を換骨奪胎して全く正反対の意味に利用する方法も案出されることになった。角谷が、女性が中等教育を受けても、「男子と争ひ男子の位置を奪ふ」といふ様な結果とはならない」と書いていたことに注目したい。教育はその方法と内容によって家父長制と性別役割分業を固定し強める役割を果たさせることができると考えていたのである。

とはいえ、報徳会のあまりにも古色蒼然とした女性像を含めた主張を同時代の若者に受け入れさせるのはそれほど容易ではなかったのではないかと考えられる記事もある。軍事参議官を退任後報徳会の運動に合流した陸軍軍人大迫尚道は、一九二二年に岡山の女学校で講演中、五、六人の生徒の私語が止まないのでに激昂し、「アナタ方は私の話を聴かぬ位なら邪魔になるから出て行きなさい」と言ったら、生徒が本当に出て行ってしまったと述べている。大迫は「私は彼女等を善い方へ導くつもりでいふたのですが、至誠の足らなかつた為に却て彼女等は大迫は失敬な奴ぢやと思つて出て行つたであらう、私の善い方の方を見ずに悪い方を見て行つたのであらう」と反省したものの、おそらく同時代の女学校生徒にとって大迫の修養談は面白くなかつたのではあるまいか。⁽⁹⁾

今回は女性像という角度から報徳会の機関誌に光を当ててみたが、報徳会は常に時代と状況に応じてその主張の提示方法を変え、同時代的に知られている文化現象などを織り込みながら新しい思潮を非難する点にこれはよく顕れている。今回の問題以外の点についても、これから少しずつ明らかにしていかなければならない。また、他の道徳教化団体が展開している主張との差異の有無についても、可能な限り明らかにしていかななくてはならない。

※小論は、二〇二一年二月一〇日、日韓共同学術大会「日本の多文化化と在日コリアン」で報告したものに加筆修正を行ったものである。

注

- (1) 並松信久「報徳思想と近代京都」昭和堂、二〇一〇年。
- (2) 藤野真挙「報徳会と機関誌『報徳』」『教育史フォーラム』七号、二〇一二年。
- (3) 近年の拙稿は「『報徳』誌面から見る鹿兒島時代の報徳会」『山口県立大学学術情報』二二号、二〇一九年、「第一次世界大戦期の報徳会」『山口県立大学学術情報』一三三号（大学院論集）、二〇二〇年。
- (4) 欠号で見られていない号があるため、女性執筆者がいないと断言することができない。
- (5) ただし、山口県の三丘村（現在周南市の一部）の報徳会には「女子部」があったらしい。「報徳」八巻五号、一九一八年に掲載された花田の巡演日誌より。また、今回の検討範囲からは外れていくが、一九二三年一月に開催された報徳会の全国協議会には女性参加者が分かる限りで二名いる。これは「篤志者」としての参加である。
- (6) 花田仲之助「質実剛健なる気風を養成せよ」『報徳』四巻一〇号、一九一四年。
- (7) 吉田賢龍「婦人のつとめ」『報徳』六巻八号、一九一六年。
- (8) 前掲拙稿「『報徳』誌面から見る鹿兒島時代の報徳会」。
- (9) 花田松蔭「正義人道」『報徳』二二巻一〇号、一九二二年。「花田松蔭」は花田が時折用いる号である。花田は本名も使うが単に「松蔭」とだけ署名した記事を書くこともあった。イブセンは日清戦争の時期に日本に入ってきたらしい。これについては中村都史子「日本のイブセン現象一九〇六—一九一六年」九州大学出版会、一九九七年を確認した。
- (10) 岩田徳義「団体の尊厳と道徳発展」(下)『報徳』七巻七号、一九一七年。岩田はかつて自由民権運動の闘士であったという。岩田については「岩田徳義翁小伝」教育奨励会、一九一八年という伝記がある。国立国会図書館のデジタルコレクションとして公開されているものを参照した。
- (11) 「報徳主義と一家の平和」『報徳』一〇巻一二号、一九二〇年。この記事は本文の通り無署名。
- (12) 「参政権」『報徳』一〇巻一二号、一九二〇年。記事の末尾に（榎堂）とあるので、執筆者は乃木希典を讃える道徳教化団体「榎会」（くのきかい）を率いていた古江榎堂であると推測される。古江は自身の団体も維持しつつ報徳会の幹事にもなっていた。また、榎会は独自の機関誌「乃木式」も刊行していた。古江は教訓調の短文を集めた著書「心の灸」輝文館、一九二〇年がある（この本は後にさらに増補されたりして『生命の灸』と改題され榎会から刊行された）。そこには「演壇に立つ日本婦人と四辻に立つ香具師と老いたる角力取とは共に悲劇である」という文章がある。この著書は巻末で「彼の一部の政治家を視よ、彼の一部の大学教授の所説を聞け、彼の大新聞を以て任ずるに二三紙の言論を読め、彼の多くの新聞記者が、筆にする無責任なる記事を見よ。彼等は新時代新思潮の毒酒に酔い麻れて居る。彼らは今や臆面もなく、民衆を扇動して、個人の利己的情欲に渦巻く群衆の心裡に民本民主の蜜を囁き自由平等の夢幻劇を演ぜんとして居るのだ。彼らは唯自らその音頭取となり自らその脚本家たらんとする興味に唆られてゐるのである」と、民本主義などの同時代的主張を全否定している。
- (13) 「かういふ奥様は？」『報徳』一一巻八号、一九二一年。この記事は無署名。
- (14) 花田仲之助「夫婦相和し」『報徳』一〇巻七号、一九二〇年。

- (15) 「修学修業につきて」一〇巻一、二号、一九二〇年。署名は(不息生)とある。これは、山口県吉敷郡井関村(現在の山口市阿知須)の小学校校長だった塚本小治郎ではないかと考えられる。
- (16) これについては、岩本努『教育勅語の研究』民衆社、二〇〇一年が一章を割いて論じている。
- (17) 山田準「上杉博士の『憂ふべき悪思想』を讀みて」『報徳』九巻一〇号、一九一九年。
- (18) この事件について、山田は事実の半分しかこの記事で伝えていない。上杉の抗議文に対し、『教育時論』編集部は上杉の記事の後に続けて、編集者原田実の名前で「余は飯田氏の「虚偽の瀟漫せる社会」全部に賛同する者にあらざるも、さりとて氏の該文章を本誌に掲載することを以て博士の意見の如く面白からずとなすものにあらず。同時にまた博士の本誌に対しても全部に賛同し難きに拘らずこれを本誌に掲載することを以て寸毫面白からずとなすものにあらず」と受けて立つ姿勢を見せた(『教育時論』一二三三八号)。そして一二三三九号に飯田は「『憂ふべき悪思想』上杉博士の批評を讀みて」という文章を寄稿し、以下のように丁寧な口調ながら厳しい姿勢で上杉の批判を切り返した。「上杉先生が私の説を以て甚だ面白からずと考ふと云はれたのは、何ういふ思召しであるのか私には解り兼ねますが、凡そ一説を述べるに、善い事ばかりを挙げて書く要がありませうか、是非を論じて初めて論説が成立し、又利益にもなるのです」。
- (19) 角谷源之助「報徳心の厚い家庭では」『報徳』一二巻八号、一九二一年。
- (20) 角谷源之助「婦人問題と報徳」『報徳』一二巻一号および二号、一九二二年。
- (21) 山崎真之「眞澄鏡」一二巻四号、五号、一九二二年。五号では未完なのだが、六号から八号が所蔵館で残っておらず、連載がどこで終わったかは今の段階では不明。
- (22) 秋田県横手町・横手実科高等女学校「横手実科高女生徒報徳会由来並状況」『報徳』八巻一〇号、一九一八年という記事がある。ここでは、横手実科高等女学校(現在の秋田県立横手城南高等学校)で一九一七年から生徒に報徳会を作らせていたことが記されている。そこで決められた実行問題を見ると、「小説を讀まぬ事」「芝居活動写真を観ざる事」が挙げられている。小説は青少年の精神を健全育成する妨げになると考えられていたことが分かる。これについて、堀越英美「不道徳お母さん講座」河出書房新社、二〇一八年。
- (23) 青田婦一居士「報恩主義お徳さん」(式)『報徳』一一巻九号、一九二一年。青田婦一は前述の榎会から合流した人物と考えられる(榎会から著書が出ている)。
- (24) 婦一生「報徳主義お徳さんの歌」『報徳』一二巻五号、一九二二年。
- (25) 「孝女つぎ」一一巻五号、一九二一年。この人物については、郷里の岐阜県土岐郡教育会で『孝女津岐』として一九一七年に冊子が出版されていた。国立国会図書館がデジタル化して公開している。この冊子の序文には、「近時個人主義の弊竇社会人心に浸潤すること漸く深く、徒に個人の権利を主張し自由を唱導して、我が孝道の如きも動もすれば之を迂闊視するものあり、我が国民道徳の基礎たる犠牲的精神の動揺せんとするものあるは、返す返すも浩嘆の至と云ふべく、今にして之が匡救の法を講じ、国民の迷を解く所無くんば、国家の前途を如何にすべき。此の時に当て本県下土岐郡に孝女小木曾つぎを出す。聊か人心を強うするものと云はざるべからず」と記されている。『報徳』と同様の問題意識があることがわかる。
- (26) 「孝女明石く」『報徳』一一巻九号、一九二一年。この人物については、やはり地元山口県萩で『孝女明石く』に事蹟「萩の名玉」明倫史談会、一九二〇年という伝記が刊行されていた。国立国会図書館がデジタル化して公開している。
- (27) 山崎真之編「女子修養婦女のかがみ」駁々堂、一九二六年。
- (28) 前掲「女子修養婦女のかがみ」に伝記がある。小論校正中、西亀正夫「大正の女二宮丹下マツ子女史伝」(東京藝備社、一九二一年)に接した。ただこの人物の場合、猛烈な情熱と行動力が愛国的行動や地域社会への貢献という形で噴出しているため許容されているところがあるとも考えられる。丹下は報徳会の花田とも面識があり、一九二二年九月に広島県で花田が講演した際にも会っている。この時も、「十一時過ぎまで大声扼腕して熱心なる講演をなし聴衆に深き感動を与へられた」ばかりか、その後午前一時過ぎまで花田と熱心に議論をして、周囲の注意で初めて就寝したというほどの体力と精神力の持ち主だった。この時丹下は九三歳だった(「善行美談」『報徳』一二巻一二号、一九二二年)。
- (29) 「大迫大将閣下講演大要」『報徳』一二巻五号、一九二二年。

The Portrayal of Women in the Magazine “*Houtoku*” : 1911-1922

IZAO Tomio

The purpose of this article is to analyze the role of women in the magazine “*Houtoku*”, published by Houtokukai, which was established by Hanada Nakanosuke. It was formed to promote moral education in Japan, and especially the goal of the “Imperial Rescript on Education”.

In the 1910s to 1920s, a democracy and movement calling for equal rights and liberation of women spread throughout Japan. Articles about women in “*Houtoku*” always criticized individualism and opposed the right to vote for women. The Magazine’s writers believed that the role of Japanese women was to raise their families, educate their children, and support their husbands. They not only criticized contemporary women but also presented their own “ideal” model for a Japanese woman.